

## 「第 6 回送出し機関連絡会議（ハノイ）」の開催報告

2018 年 4 月 11 日 13:00～17:30 ハノイ市内ザンボー湖畔にある LAKE SIDE HOTEL 大会議室にて、多数のベトナム送出し機関の皆様にご参加をいただき、「第 6 回 技能実習法にかかる送出し機関連絡会議」を開催致しました。

本会議では、昨年 11 月 1 日施行の新技能実習法を議題として、技能実習法および技能実習制度の概要、送出し機関要件および留意事項、失踪統計値と防止対策のほか、直近追加された移行対象職種内容、介護職種及び日本語特別教育、建設就労者期間延長など、広範囲にわたる内容について I.P.M. から講演致しました。



送出し機関参加者（14 社 25 名）

本会議は、当財団池田理事長の挨拶に始まり、当財団とは送出し関係にない認定送出し機関の皆様もご参加頂いていることから、講演に先立ちまして I.P.M. スタッフや事業概要の紹介後、太田大阪本部長による講演を行いました。

また本会議では、当財団がわかりやすくまとめた「送出し機関の要件」や「留意事項」等の説明を、法律用語が多いことから実務経験も豊富である大阪事務所 HA TRUNG HIEU 主任、福岡事務所 PHAM NGOC THUY 職員の両名から同時通訳にて、新法における重要事項や実務上の留意事項について説明を行うとともに、技能実習生は所持・把握しているものの、送出し機関の役職員はあまり深く知ることが少なかったという母国語併記の「技能実習手帳」を、全参加者に配布の上、ポイントを説明しました。

特に、最近のトピックスである、除染作業に従事させない旨の誓約事項が追加された実習実施者による誓約書書式の実例を紹介するとともに、当財団の技能実習生はそのような危険かつ計画外作業には従事していないことを報告するなど、参加者の皆さまからは、このような詳細な内容の説明会議は初めてであり、非常に有益であったとの好評を頂きました。



日越 2 カ国語による説明



意見交換会

本会議には各送出し機関の代表者や事務担当者まで様々な方々が参加したことから、講演後に行いました質疑応答・意見交換では、他監理団体における受入れでの不明点や疑問点に関する質疑応答のほか、技能実習 3 号申請書類内容、過去の税制改正における国外居住親族に係る扶養控除の範囲等、具体的な申請書類についても、活発な意見交換が行われ、会場が熱気に包まれました。



本会議の総括として伊瀬専務理事からは、技能実習新法の要求内容を送出し機関の皆様が正しく理解し、技能実習が適正に行われるため I.P.M. はこのような会議を今後も続けていくこと、また当財団池田理事長による開会挨拶にもありましたとおり、技能実習生たちが安全で安心できる技能実習が可能となる環境整備に鋭意邁進し、同生だけでなくそのご家族、送出し機関の関係者の皆様、受入れ企業の皆さますべてが笑顔になれるような本制度活用を行って頂きたい旨のお願いを行いました。

以上